

避難実施要領（避難マニュアル）

緊急避難

要旨

時間的余裕がない避難措置の指示が出された段階では、速やかに住民に対し、避難、緊急避難を指示します。

住民の避難は、屋内の避難が主となりますが、攻撃の種類により避難の方法が異なるので注意が必要です。

1. 状況

対象期間

時間的余裕がない避難措置の指示などが出されたとき

安全が確認され、避難の指示が「安全な場所への避難」に変更されるまで

この期間に予想される状況と留意点

- ・ 避難の指示が事態発生直前になることが予想されます。
- ・ N B C兵器が使用された場合、個人による防護の実施が重要です。

2. 想定される攻撃と被害の種類

攻撃の種類

- ・ ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ・ ミサイル、航空機による攻撃
- ・ N B C攻撃

被害の種類

- ・ 爆発
- ・ N B C被害
- ・ 要人等の殺傷

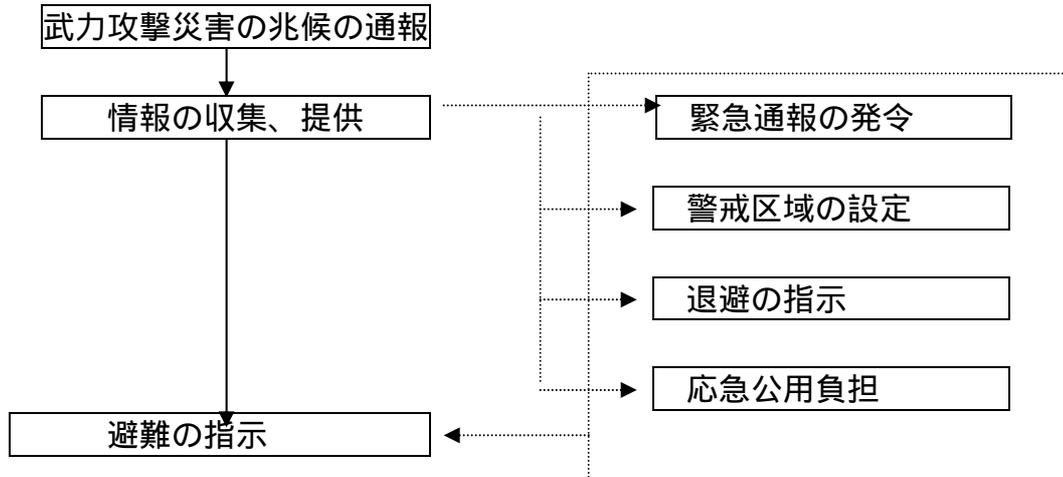
3. 活動方針

町は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合は、的確かつ迅速に住民に危険を周知し、避難を指示します。

この際、攻撃の種類に応じた避難と攻撃後の対処方法に留意します。

4 . 実施要領

1 対処の体系



2 情報の収集、提供

ア 情報の収集

武力攻撃事態等については、通常国、道などからの情報収集が中心となりますが、突発的な武力攻撃等については、自然災害と同様、現場での情報が重要となることから、町は消防、警察と連携して情報を収集します。

イ 情報の提供

a 住民に対する情報提供

町は、防災無線、広報車、消防団等の協力など、あらゆる手段により住民に対し、危険の発生と取るべき対処の指針を伝達します。

b 関係機関との情報共有

町は、直ちに収集した情報を道（危機対策局）、警察本部、消防局などへ連絡し、速やかな情報共有を図ります。

3 実施体制の確保

ア 対策本部等の設置

町は、直ちに警戒本部を設置し、職員を参集するとともに、道（危機対策局）を経由して国に対し、対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請（法26）します。

国から当該指定を受けたときは、迅速に対策本部を設置（法27）し、必要な場合は、現地対策本部を設置します。

イ 町は、必要な場合は直ちに、道（危機対策局）に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求めます。

4 武力攻撃災害への対処

ア 対処要領

a 町は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、道その他関係機関団体等と連携し、国民保護法、消防法などの規定に基づき、武力

攻撃災害の防除、軽減その他の措置を実施します。

- 1 武力攻撃災害の発生を防止します。
- 2 武力攻撃災害が発生した場合、これを除去します。
- 3 武力攻撃災害を除去できない場合これに伴う被害を軽減します。
- 4 その他の被害の最小化に資する措置を実施します。

b 町の能力を超えた場合の対処

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、もし道、国等による措置が迅速に講じられれば、住民の生命、身体、財産を保護できると認められる場合、直ちに道（危機対策局）に対し、対処を要請します。

道は、武力攻撃災害の防除、軽減その他の措置を実施し、道の能力を超え、またそのおそれがあると判断するときは、速やかに国対策本部長に対し必要な措置を行うこととされています。

c 消防による対処（法 97 ）

消防は、その施設、人員を活用して、国民の生命、身体、財産を武力攻撃による火災から保護し、武力攻撃災害を防除、軽減します。

消防団は、迅速に参集し、消火、救助活動を開始します。この際、速やかに消防本部と連絡調整を行い、その指揮下に行動します。

5 緊急の避難の指示

ア ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

国対策本部	道	市町村	住民
要避難地域の指定 避難措置の指示 （屋内避難）	近接要避難地域の 設定・避難の指示 （屋内避難）	避難の指示の伝達	屋内への一時的避難
	（緊急通報の発令） （退避の指示） 警戒区域の設定		立入の制限 退去 外出の抑制、制限
情報の提供	→		情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
移動の安全確認	→		

避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	避難
被害状況の把握	→		

イ ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル） 航空機による攻撃の場合

国対策本部	道	市町村	住民
要避難地域の指定 避難措置の指示 （屋内避難）	近接要避難地域の 設定・避難の指示 （屋内避難）	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り 立入の制限 退去 外出の抑制、制限
	（緊急通報の発令） （退避の指示）		
	警戒区域の設定		
弾道種類 被害状況 の確認	→		情報の入手 ・テレビ ・ラジオ 避難
情報の提供	→		
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	
被害状況の把握	→		

ウ NBC 攻撃の場合

国対策本部	道	市町村	住 民
要避難地域の指定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の 設定・避難の指示 (屋内避難)	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り 立入の制限 退去 外出の抑制、制限
	(緊急通報の発令) (退避の指示)		
	警戒区域の設定		
弾道種類 被害状況	→		個人防護
情報の提供	→		情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	
被害状況の把握	→		

6 NBC 災害への対処

各攻撃類型において、NBC 災害が覚知された場合の対処については、次のとおり行動します。

(ア) N(核)攻撃

項 目	対 処
要点	1 爆風、熱線、放射線への対応 2 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 3 時間(汚染源にさらされる時間を除く)、距離(汚染源からできる限り離れる)、遮蔽(避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く)に留意
個人防護	1 核爆発の方向を見ない 2 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する 3 避難できない場合は、避難場所に行く(地下室、窓のない奥まっ

	<p>た部屋)</p> <p>4 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ2重にしたポリ袋により密封する</p> <p>5 石けんで全身をくまなく洗う</p> <p>6 感染の危険のある食品・飲料水は避ける</p> <p>7 至近距離では、布(できれば水で濡らしたもの)で口と鼻を覆う 防護マスクは、装置法に精通した者以外は使用しない</p>
避難の指示	1 風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内退避	<p>1 換気装置を止める</p> <p>2 空気調整弁を閉める</p> <p>3 ドアや換気口をガムテープで目張りする</p> <p>4 別途避難の指示があるまで外出禁止</p>
情報収集	<p>1 テレビ、ラジオなど</p> <p>電磁パレスによりインターネット、携帯は使用不可</p>
治療	<p>1 専門医による治療</p> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや感染・被ばくの程度に応じた医療の実施
市町村の措置	<p>1 核攻撃による災害が発生した場合、国対策本部による感染範囲の特定を補助するため、汚染範囲特定に資する被災情報を直ちに道(危機対策局)へ報告します。</p> <p>2 措置に当たる要因に防護服を着用させると共に、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。</p>

(イ) B(生物兵器)攻撃

項目	対 処
要点	1 被災者の徐染、感染等の有無、治療との連携を考慮
指標	<p>1 異常な数の人・動物の発病、人・動物の異常な死亡数</p> <p>2 予定されていない、異例の空中噴霧</p> <p>3 廃棄された噴霧装置</p>
個人防護	<p>1 口と鼻をマスク又は数層に重ねた布で覆う</p> <p>2 皮膚を覆う(手袋、帽子、雨合羽、マスク)</p> <p>3 石けんと水で肌を洗う</p> <p>4 警察、消防に連絡</p> <p>5 汚染された衣服などをビニール袋に入れ密閉する</p>
避難の指示	<p>1 風下方向に拡散する生物剤エアロゾルを避けて遠くに離れる</p> <p>2 危険区域内の住民を区分して避難させる</p>
屋内避難	1 換気装置を止める

	2 空気調整弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	1 専門医による治療とワクチン接種 (留意事項) ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等へ移送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へワクチンの接種等の防護措置) ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
市町村の措置	1 措置に当たる要員に防護服を着用させると共に、必要に応じ、ワクチン接種を行わせませす 2 感染症法の枠組みに従い、保健所等と連携して、患者の移送、感染範囲の把握及び感染源の特定、消毒等の措置を行います

(ウ)C(化学兵器)攻撃

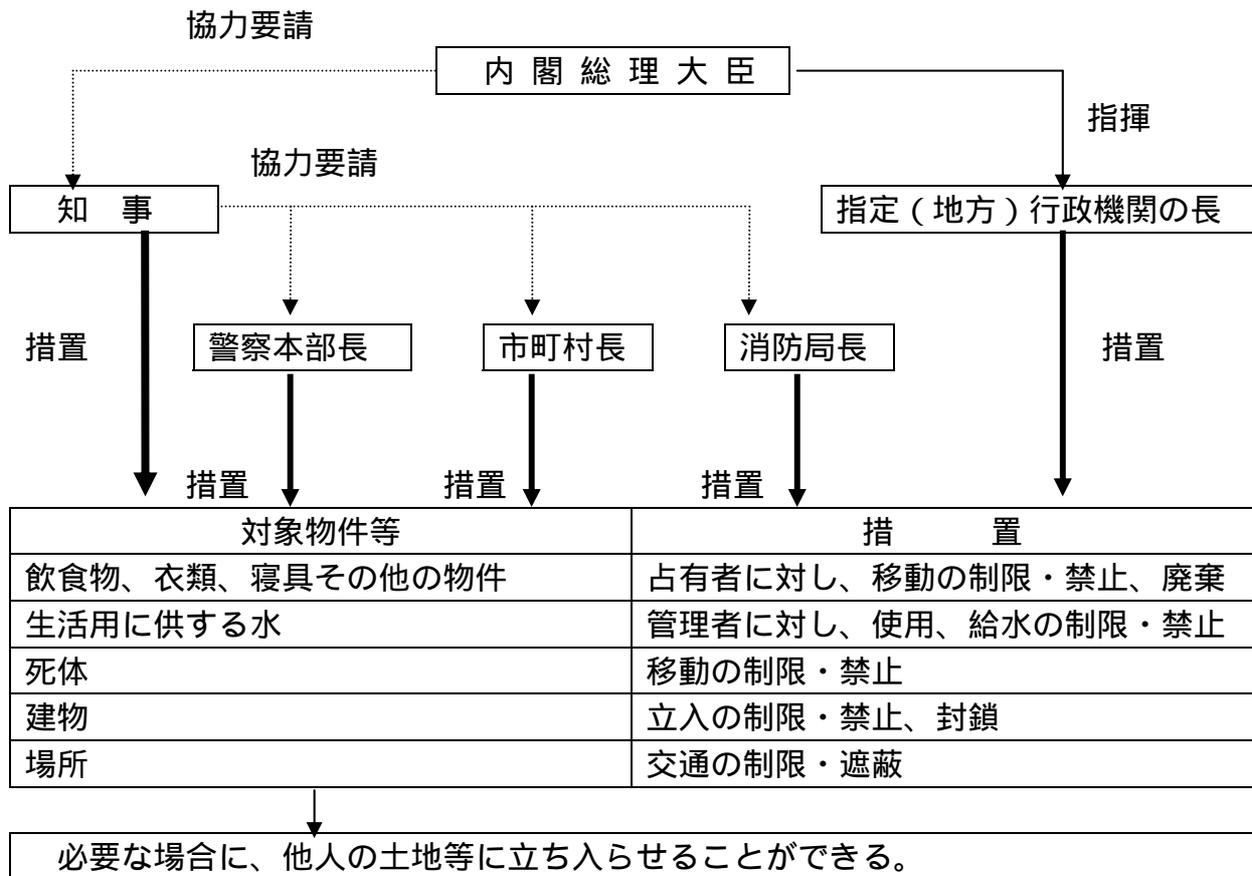
項目	対 処
要点	1 被災者の徐染、化学剤の暴露の有無、治療と連携を考慮
指標	1 大量の負傷者、数多くの人間が同様に、説明のつかない症状を訴えている 2 負傷者に一定の症状がある 3 病気が、ある地理上の区域に限定されている 4 動物、鳥、魚、昆虫が死ぬ。時期でもないのに植物が枯れる 5 気象条件では説明が付かない不自然な液滴 6 不自然な臭い 7 天候、スモッグ、又は周辺環境から説明できない低くたなびく雲、霧のようなガス体 8 不自然な金属片
個人防護	
避難の指示	1 責任者の正確な避難の指示に従う 2 風下を避けて遠くに離れる 3 専門的知識のある人間による被災者の救援
屋内避難	1 地階より上の窓のない奥まった部屋に退避 2 換気装置を止める 3 空気調整弁を閉める 4 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	専門医による治療 (留意事項) ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
市町村の措置	1 措置に当たる要員に防護服を着用させませす

2 関係機関が行う原因物質の特定、感染地域の範囲の特定、被災者の救助及び徐染等に資する情報収集を行います。

7 感染の拡大の防止（法 107～110）

町長は、感染（注）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関と連絡調整を行い、名あて人への通知等を行った上で、次に掲げる措置を講じます。

（注）感染 = 武力攻撃に伴う放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、若しくは毒素又は危険物質等による感染



8 住民の救援

道は、攻撃に使われた物質を特定し、必要な場合は徐染を行うこととされています。道は、安全が確認された後、医療救援を行います。

避難準備段階の計画

要 旨

未だ避難は指示されていませんが、武力攻撃（予測）事態が認定され、道、町が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性、緊張感が高まった段階で、町は以下のとおり対処します。

速やかに住民の避難が実施できるよう所要の準備を完了します。

武力攻撃災害の発生に備え、発生の際は速やかに対処します。

関係機関・団体、住民に対し、避難準備を指示します。

1 . 状 況

対象期間

武力攻撃（予測）事態が認定され、道、市町村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定されたとき。

道、市町村を含む地域に警報が発令され、道に避難措置の指示が伝達されたとき。

この期間に予想される状況と留意点

この段階においては、避難が指示された際、直ちに避難措置が実施できるよう、あらかじめ準備を完了することが重要です。

また、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要です。

2 . 活動方針

町は、避難住民の誘導を安全かつスムーズに行うことができるよう、速やかに必要な諸準備を整えます。この際以下の諸点について注意します。

避難の指示など情報の住民への確実な伝達

道、関係機関・団体との連携の強化

緊急事態が発生した場合の的確かつ迅速な対処

3 . 実施要項

情報の収集強化

道、関係機関・団体及び町内からの情報収集を強化します。収集した情報についての的確かつ迅速に提供が行えるよう連絡体制、通信機器等を確認します。また、住民に対し適時適切に広報、広聴を行います。

実施体制の確立

速やかに町の組織を国民保護体制へ移行し、職員に特殊標章を着用させます。また、国民保護対策本部を設置します。

避難の準備

避難の指示の際は、速やかに避難実施要領を策定し、避難住民の誘導ができる

よう、避難の体制、資機材等について必要な確認準備を完了します。

救護の準備

道が救援の指示を受けた際は、速やかに救援を補助又は法定受託できるよう必要な確認及び準備を完了します。必要に応じ道に対し物資の売渡要請等の措置を要請します。

武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

武力攻撃災害の予防、対処準備を完了すると共に、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう生活基盤の確保等必要な予防、対処を実施します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置を道に要請すると共に、住民への周知を図ります。

4 . 活動要領

(1) 情報

ア 武力攻撃（予測）事態の認定等の伝達

町長は、武力攻撃（予測）事態の認定、政府の対処基本方針、道、市町村に対する国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定の通知を受けたときは、速やかに住民、関係機関・団体へ伝達します。

イ 情報収集、分析、提供

(ア) 情報収集

町は、避難の指示、救護の法定受託などの際には迅速に対応できるよう、あらかじめ必要な情報を収集します。収集した情報は、情報担当へ集約します。

(イ) 情報分析

町長は、道、関係機関・団体等の情報を集約し、突合、確認、分析等を行うと共に、町対策本部に地図等の図表を設置します。

(ウ) 情報提供

a 情報提供項目

- | |
|-------------------|
| 1 武力攻撃（予測）事態の内容 |
| 2 道、町等の活動状況 |
| 3 被災状況 |
| 4 避難準備の呼びかけと注意事項等 |

b 情報提供制度

町長は、住民、消防団、町内会、その他関係機関・団体に対して適時適切に情報を提供し、避難準備を要請します。

ウ 安否情報

町長は、消防団、町内会、道、その他関係機関・団体と連絡調整を行い、安否情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

エ 被災情報

町長は、消防団、町内会、道、その他関係機関・団体と連絡調整を行い、被災者情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

オ 通信

町長は、防災行政無線等の通信機器及び町内会等を通じた通信体制を確認し、補修、バックアップ体制の確保など所要の対策を完了します。また、必要に応じ電気通信設備の優先利用等を要請します。

カ その他

(ア) 警報の伝達、避難の指示の経由

避難の準備中に、知事から警報の通知、避難の指示を受けた場合、町長は、速やかに「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(1)情報」に準じて伝達、通知します。

(イ) 武力攻撃災害兆候の通報

避難の準備中に武力攻撃災害兆候等が生じたときは、第7章武力攻撃災害の対処の「2 武力攻撃災害の兆候の通報」に準じて実施します。

(2) 実施体制

ア 町の国民保護体制への移行

町は、対策本部を設置すべき市町村としての指定の通知を受けたときは、原則として通常業務を中止し、組織、人員配置の変更、先遣隊の編成、派遣準備など、国民保護体制へ移行します。

イ 対策本部の設置

(ア) 対策本部の設置

町は、対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときは、直ちに第3編第2章「町対策本部の設置等」の定めるところにより、対策本部を設置し、その旨を通知します。

1	本部員、本部職員等の参集と参集困難者の代替職員、交代要員等の確保
2	通信システムの起動、資機材の配置等
3	議会報告及び道、指定地方公共機関等への通知
4	現地対策本部、予備対策本部の設置準備

(イ) 対策本部長は、速やかに第1回本部会議を開催します。

目的	項目
認識の共有	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃（予測）事態の内容 各担当課の状況 政府、道、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況 町内の状況
基本活動方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集の強化 人命の最優先 国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認、準備

ウ 関係機関の国民保護体制への移行

関係機関は、以下のとおり国民保護体制へ移行することとされています。町は、各機関との連絡調整、情報共有を強化し、また、必要に応じて応援を求めます。

(ア) 道の国民保護体制への移行

道は、国民保護体制へ移行するとともに道対策本部を設置することとされています。

(イ) 消防の国民保護体制への移行

消防局は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、消防庁と連絡の上、職員の招集、消防局における警戒本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻撃災害等の発生に備えることとされています。また、道内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合は、消防長等と連絡し、道外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は直ちに応援を要請することとされています。

(ロ) 警察の国民保護体制への移行

警察本部は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、警察庁等と連絡の上、職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻撃災害の発生に備えることとされています。

また、道内の警察力のみでは、国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合は、道外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は直ちに応援を要請することとされています。

(ハ) 公共的団体との連絡調整

町は、武力攻撃（予測）事態の認定、対処基本方針及び対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときは、直ちに町内の公共的団体と連絡調整、情報収集を行い、避難の準備を呼びかけるとともに必要な協力とその準備を要請します。

(ニ) その他

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、自衛隊等との連絡調整は、基本的に道（危機対策局）を通じて行いますが、武力攻撃災害の発生など緊急の場合には直接通報、協力要請を行います。

エ 特殊標章等の交付等

(ア) 町職員等への特殊標章等の交付

町は、速やかに以下の者に対し特殊標章又は身分証明書を交付します。

a 町職員で国民保護措置に係る職務を行う者

b 町が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(イ) 施設等への特殊標章の表示

町は、国民保護措置のために使用される場所・施設等を識別させるため、

町役場等に特殊標章を表示し又は準備します。

(3) 補給支援

ア 町内の補給体制の準備

町は、道（危機対策局ほか各部局）、関係機関・団体と連絡調整の上、町内の補給体制の準備を完了します。

(ア) 道による補給支援の準備

- a 道対策本部は、補給支援センターを開設することとされています。
- b 補給支援センターは補給支援組織（緊急物資集積地域、緊急物資集積所、補給幹線）の確認、準備を行うこととされています。
- c 補給支援組織の各施設管理者は、その管理する施設の確認、支援準備（開設、改修、補充等）を行うこととされています。
- d 併せて道は、市町村、関係機関・団体との連絡調整の強化など、道内の補給支援体制を準備することとされています。

(イ) 町内の補給体制の準備

a 補給施設の準備

町は、町内の集合施設、中継、休憩場所、補給支援組織など補給を実施する施設の状況を確認し、補給支援の準備（開設、改修、補充など）を行います。

b 補給組織の準備

町は、避難住民の誘導の際速やかに補給が実施できるよう、あらかじめ町職員、消防団、町内会などからなる町内の補給組織を準備します。

イ 補給必要量、補給能力の見積もり

(ア) 補給必要量の見積もり

町は、想定される避難住民数等をもとに補給必要量の見積りを作成します。この際、季節、時間帯などにより想定される避難住民数が異なることに注意します。

(イ) 補給能力の見積もり

町は、道（危機対策局ほか各部局）、関係機関・団体との連絡調整を強化し、あらかじめ避難、救援の際速やかに補給支援が実施できるよう協力の準備を要請するとともに、道、各関係機関・団体の補給可能量等について確認します。

この際、運送能力との調整に注意します。

ウ 当面必要な補給品の取得など

(ア) 補給品の取得

町は、避難住民の誘導に必要な燃料、食品、飲料水などの補給品について優先的に取得し、又は取得の準備を行います。

この際、季節、状況等による需要の差異、高齢者、障害者、乳幼児等に必要な補給品について注意します。

(イ) 補給品の確保

町長は、補給品のうち不足が見込まれる品目等について、速やかに道（危

機対策局ほか各部局)等へ支援を要請します。

また、必要に応じて道(危機対策局ほか各部局)に特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を要請します。

(4) 輸送

ア 業務実施の基本的事項

道は、避難の指示等の際、的確かつ迅速に輸送が実施できるよう、輸送の準備を行うこととされています。

町は、町内の輸送が円滑に行われるよう、以下のとおり準備します。

この際、高齢者、障害者、乳幼児等に係る輸送の準備に特に注意します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 町内の状況確認及び運送量の見積もり2 道(企画振興部、関係機関・団体との連絡調整の強化)3 運送手段の確保、手配4 運送体制の準備 |
|--|

イ 町内の輸送支援施設の準備

町は、道(危機対策局、関係機関・団体と連絡調整の)上、町内の輸送支援施設の準備を完了します。

(ア) 道路状況の確認

町は、町内の道路状況を確認し、道へ報告します。

(イ) 輸送網の準備

道は、国対策本部長が定める「道路の利用指針」(特定公共施設利用法12)に沿って、侵害排除のための活動を行う自衛隊の進路と避難経路を調整し、道路使用計画(案)を作成することとされています。

町は、輸送網となる路線等について必要な準備(確認、応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など)を行います。

ウ 輸送業務

(ア) 輸送手段の状況確認・準備

町は、道(危機対策局、企画振興部、関係機関・団体と連絡調整)の上、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認します。

(イ) 輸送手段の要請準備

町は、町内の状況を確認し、地区ごとに避難住民の人員輸送などに要する車両等を見積もるとともに、道(企画振興部)と連絡調整を行い、輸送手段の要請準備を完了します。

(ウ) 輸送割当計画(案、輸送計画(案)の作成)

町は、車両、列車、航空機、船舶等の状況及び道(危機対策局、企画振興部)が作成した道輸送割当計画(案)、道輸送計画(案)により、割り振られた輸送手段、台数などを確認し、町内の輸送割当計画(案)、町輸送計画(案)を作成します。

エ 高齢者、障害者、乳幼児等の避難準備

(ア) 状況確認・準備

町は、道（保健福祉部）、町内会、高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設、社会福祉協議会その他関係機関・団体と連絡調整を行い、以下のとおり状況確認及び必要な避難準備（体制の確認、整備、補充など）を実施します。

a 在宅の高齢者、障害者、乳幼児等

町は、町内会等を通じ各地区の高齢者、障害者、乳幼児等者の状況を確認し、避難準備を呼びかけます。

b 高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設

町は、町内の高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設の状況を確認し、避難準備を呼びかけます。

(1) 高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画（案）の作成

町は、高齢者、障害者、乳幼児等避難誘導計画（案）を作成し、地区、施設ごとの避難について決定、手配するとともに、必要に応じ道（保健福祉部）、関係機関・団体に対し支援の要請を行います。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

町は、避難、救援等の際、的確かつ迅速に医療、助産等を提供し、衛生を確保することができるよう、体制、資機材等を確認、準備します。

イ 衛生支援組織

道（保健福祉部）は、臨時医療施設の設置、医療用資機材、医薬品等の手配などを行うとともに、救護班の派遣、医療機関などにおける受入準備等の要請準備を行います。町は、町内の衛生支援組織の確認、支援準備などを行うとともに、集合施設に救急箱などを配布します。

ウ 治療業務

(ア) 状況確認・準備

道（保健福祉部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、医療等施設及び医療等提供体制の状況確認及び必要な準備（医療関係者との連絡調整、資機材の整備、補充、救護班編成準備など）を実施することとされています。

町は、町内の医療等施設及び医療等提供体制の状況を確認し、道と連絡調整の上、要請等の準備を行います。

(イ) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処

町は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに道（保健福祉部）、消防署、警察署、臨時医療施設、医療機関と連絡調整を行い、以下のとおり対処します。なお、大規模、特殊な武力攻撃災害等の発生が疑われる場合は、直ちに道（保健福祉部）へ連絡し、支援を要請します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 被害状況を確認し、道（保健福祉部）、消防、警察等と情報を共有します。2 道（保健福祉部）に対し、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の派遣など必要な対処を要請します。 |
|---|

エ 搬送業務

(ア) 状況確認・準備

道（保健福祉部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む）の状況確認及び必要な準備（資機材の整備・補充、医師派遣体制の確保など）を実施することとされています。

町は、以下のとおり町内の搬送の準備を完了します。

- | |
|---|
| 1 道（危機対策局、保健福祉部）、消防署、警察署、臨時医療施設、医療機関、町社会福祉協議会などとの連絡調整、搬送体制の状況確認 |
| 2 搬送準備の実施（町有車両、資機材の確認及び整備・補充、要員の確保、緊急消防援助隊の要請・受入体制の準備など） |

(イ) 武力攻撃災害発生時の対処

町は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに以下のとおり対処します。

- | |
|---|
| 1 被害状況を確認し、道（危機対策局、保健福祉部）、消防、警察等と情報を共有します。 |
| 2 道（危機対策局、保健福祉部）等に対し、以下のとおり要請します。
救急車の集中運用による搬送と増援
道・町有車両などによる搬送と警察による誘導
医療機関の受入体制の準備と受入医療機関の割り振り
特殊車両や航空機による搬送
緊急消防援助隊の要請・受入
不足する人員、資機材等の支援要請
道、消防、警察等との情報共有の際、大規模、特殊な武力攻撃災害の発生が疑われる場合、トリアージの実施が必要と見込まれる場合は、直ちにその旨を通報します。 |

オ 防疫業務

道（保健福祉部）は、以下のとおり防疫業務を行うこととされています。

- | |
|--|
| 1 予防
(1) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒、診療など
(2) 感染症の予防、発生時の対処等について関係機関・団体に徹底 |
| 2 感染症等が発生した場合の対処
(1) 直ちに病原体検索、消毒、隔離、診療などを実施
(2) 不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請 |

町は、道（保健福祉部）、関係機関・団体と連絡調整の上、感染症の予防法及び発生時の対処等について関係機関・団体に徹底し、住民へ周知するとともに、町内で感染症等が発生した場合には、直ちに道へ連絡します。

カ 健康管理業務

町は、道（保健福祉部）、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援の際の町内の住民の健康管理体制について、状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。

キ 廃棄物・し尿の処理

(ア) 廃棄物・し尿処理体制の準備

町は、避難住民等の救援、武力攻撃災害の発生などの際速やかに廃棄物・し尿を処理し得る体制を準備、継続します。

- | |
|--|
| 1 道（環境生活部）、西天北五町衛生組合、廃棄物・し尿処理事業者、その他関係機関・団体との連絡調整、協力要請 |
| 2 廃棄物・し尿収集車、仮設トイレなど不足が見込まれる施設、資機材燃料等の整備、補充、手配、支援要請など |

(イ) 避難住民の救援、武力攻撃災害等発生時の廃棄物・し尿処理等
避難住民の救援、武力攻撃災害等発生の際は、直ちに以下のとおり対処します。

- | |
|---------------------------------|
| 1 廃棄物仮置き施設、仮設トイレ等の開設及び関係機関等への周知 |
| 2 被災情報の収集及び関係機関等への提供 |
| 3 廃棄物・し尿の収集 |
| 4 西天北五町衛生組合・廃棄物・し尿の処理要請 |

(ウ) 廃棄物処理の特例（法124）

避難準備中に大規模な武力攻撃災害等が発生し、廃棄物処理について環境大臣により特例地域に指定されたときは、廃棄物処理法による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせるとともに、必要に応じ廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

町は、避難の際速やかに必要な集合施設、避難所、臨時医療施設などが提供できるよう準備を完了します。

このため、道（保健福祉部、建設部部）、関係機関・団体との連絡調整を強化し次の準備を行います。

- | |
|------------------------------|
| 1 集合施設、避難所、臨時医療施設の候補施設等の状況確認 |
| 2 集合施設の開設及び避難所、臨時医療施設の開設準備 |
| 3 必要な土地の使用の同意 |
| 4 町有施設の転用準備 |
| 5 町役場仮庁舎、現地対策本部などの設置準備 |

イ 必要量、供給可能量の見積もりなど

(ア) 集合施設、避難所、臨時医療施設

a 必要量

町は、的確かつ迅速に避難、救援が行われるように、武力攻撃（予測）事態の状況、予想される避難者数の情報を早期に入手し、集合施設等の必要量を地域別に見積もります。

b 供給可能量

町は、集合施設等の供給可能量について、あらかじめ指定された避難施設、応急仮設住宅、公営住宅等の状況及び関係機関・団体の供給可能量等をもとに地域別に見積もります。

(イ) 公共施設

町は、必要に応じ町役場仮庁舎、現地本部などが設置できるよう、必要回線数などの見積もり、候補施設の確認、候補施設管理者との連絡調整等を行います。

ウ 建設

(ア) 集合施設など

a 集合施設

町は、あらかじめ指定している集合施設の管理者、消防団、町内会などに集合施設の開設、住民の受入準備（備品、台帳類の整備など）を指示します。

また、必要に応じて集合施設に職員を派遣し、受入準備を実施 します。

b 避難所、臨時医療施設

道（危機対策局ほか各部局）は、あらかじめ指定している避難施設について避難所としての開設を準備するとともに、所管する施設の状況を確認し、可能なものについては避難所への転用を準備することとされています。

町は、道（防災局、保健福祉部、建設部）などと連絡調整の上、以下のとおり町内の避難所等の開設準備を支援、完了します。

- | | |
|---|--|
| 1 | あらかじめ指定された避難施設等
町内の避難施設等の状況を確認し、開設を支援します。 |
| 2 | 応急仮設住宅等
建設予定地の使用可能状況を確認します。
（応急仮設住宅に伴うライフライン、道路などの使用可能状況を含みます） |
| 3 | 公営住宅等の空き状況を確認し、一般の募集などを停止します。 |
| 4 | 町所管施設
町所管の施設のうち、可能なものについては一般の使用等を停止し、避難所などへの転用を準備します。 |

(イ) 公共施設

町は、必要に応じ速やかに現地対策本部などを設置できるよう候補施設の確認、発注の準備等を行います。

エ 土地利用

(ア) 集合施設など

道は、以下のとおり土地利用の準備を行うこととされています。

町は、以下のとおり町内の応急仮設住宅の建設用地などの利用準備を行います。

この際、建設用地の必要量、供給可能量の見積り、必要な協力及び今後の体制、協力準備などについて、道その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

土地利用の準備	町の業務
1 建設候補地の状況確認	町内の候補地を確認します。
2 建設用地の事前確保、使用許可	必要に応じ道に対し土地使用の手続を要請します。
3 公有財産の転用	一般売却等は停止します。
4 建設用地における応急仮設住宅等の建設準備	
5 賃貸借等の契約準備	
6 関係機関・団体等への連絡、協力準備要請、支援要請	

(イ) 公共施設

町は、町役場仮庁舎、現地対策本部などの候補施設のうち用地の確保が必要なものについて、施設管理者、用地所有者などに連絡し、協力を要請するとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の配置変更、派遣要請など

(ア) 職員の配置変更

町は、以下のとおり職員の配置変更を行います。

- a 通常業務体制から国民保護体制への移行に伴う所要の職員配置変更を実施します。
- b 避難・救援指示の際、又は、各課等から要請があった場合、速やかに必要な配置変更が実施できるようあらかじめ見積もり、計画など準備を行うとともに、各課から要請があった場合、速やかに調整、対処します。
課内の職員の配置変更については課長が調整、対処します。

(イ) 職員の派遣要請、斡旋要請の準備

町は、必要な場合速やかに職員の派遣を要請できるよう、あらかじめ派遣要請、斡旋要請を行う職員の職種、人数などを見積もり、道（総務部）との連絡調整、派遣要請、斡旋要請の準備などを行います。

指定(地方)行政機関長、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、知事を経由して行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。

(ウ) 職員の派遣の準備

町は、他市町村等から職員派遣の要請を受けた場合、速やかに職員を派遣できるようあらかじめ見積もり、発令及び発令に伴う支援の準備など、職員の派遣準備を行います。

イ 被災者の捜索、救出

(ア) 被災者の捜索、救出体制の準備

町は、警察署、消防署、消防団、町内会、その他関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに被災者の捜索、救出を行い得る体制を確保、継続します。

- (イ) 武力攻撃災害発生時の被災者の搜索、救出
武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに警察署、消防署などと連絡調整を行い、情報の収集・提供、被災者の搜索、救出の要請などを実施します。

ウ 埋葬、火葬、遺体の処理

- (ア) 埋葬、火葬等体制の準備
町は、武力攻撃災害発生の際速やかに火葬、埋葬を行い得る体制を準備、継続します。
 - a 道（環境生活部）、葬祭事業者、その他関係機関・団体との連絡調整
 - b 遺体安置施設の開設準備（公用施設の転用、施設管理者との連絡調整など）
 - c 不足が見込まれる施設、資機材（柩、ドライアイス等）、燃料等の補充、支援要請、手配など
- (イ) 武力攻撃災害発生時の埋葬、火葬等
武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに以下のとおり対処します。
 - a 遺体安置施設の開設及び関係機関等への周知
 - b 被災情報の収集及び関係機関等への提供
 - c 火葬、埋葬の許可
厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。
 - d 町営墓地等への埋葬及び墓地等管理者に対する埋葬要請
厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

- ア 武力攻撃災害の予防、対処準備
町は、武力攻撃災害の発生、拡大を防止するため、以下のとおり準備します。
 - (ア) 道（危機対策局）、消防署、警察署、消防団、町内会、その他関係機関・団体等との連絡
 - (イ) 武力攻撃災害発生時の即応体制の準備
 - (ウ) 武力攻撃災害発生時の情報収集、情報提供体制の準備
 - (エ) 武力攻撃災害対処に要する装備、資機材等の準備
- イ 生活関連等施設の安全確保（法10 2）
 - (ア) 町内の生活関連等施設の安全確保
知事、道公安委員会などは、以下のとおり生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずることとされています。
町長は、知事等への情報提供、情報共有、知事等の行う安全確保措置への協力及び必要な措置の要請等により村内の生活関連等施設の安全確保に努めます。

措置	措置者	場 合	内 容
安全確保のため悲痛な	知事	・特に必要であると認めるとき	・道公安委員会、海上保安部長等の意見を聴いて生活関連等施設の管理者

措置の要請			に対し、安全確保のための警備の強化、施設の改善等を要請
		・必要な場合	・道公安委員会、海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請
	生活関連等施設の管理者	・必要な場合	・警察、消防、海上保安庁等に対し、周辺の警備強化や火災予防のための巡回等の支援を求める
立入制限区域の設定	道公安委員会、稚内海上保安部長	・知事から要請があったとき ・事態に照らして特に必要があると認めるとき	・生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該施設の安全確保のため必要な区域を立入制限区域として指定 ・速やかにその旨を当該施設の管理種に通知 ・立入制限区域の範囲、立入を制限する期間その他必要な事項を告示
	警察官、海上保安官	・立入制限区域が指定されたとき	・許可を得た者以外の者に対し、立入制限区域への立入を制限し若しくは禁止し、又は立入制限区域からの退去を命ずる
国対策本部長に対する総合調整の要請	道対策本部長	・大規模、特殊な武力攻撃災害が発生したとき	・消防庁を通じ、国対策本部長に対して、必要な措置に係る総合調整を要請する

(1) 町が管理する生活関連等施設の安全確保

a 職員の派遣など

町は、町管理の生活関連等施設について、職員の派遣、施設強化、警備施設の設置などの安全確保を実施します。

b 巡回などの要請

町は、町管理の生活関連等施設について、必要な場合は警察署、消防署、海上保安部、警備業者等に対し、周辺の警備強化や巡回等を要請します。

ウ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止の措置（法103）

道（危機対策局ほか各部局）は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるとき、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減する場合において、これを防除し、及び軽減する場合、以下の措置を行うこととされています。

町は、町内の危険物質等について把握し、道などと連携して防止措置に当たるとともに、必要に応じて道などに対し措置、調整等を行うよう要請します。

- | |
|---|
| <p>1 危険物質等取扱所の警備の強化
危険物質等の取扱者に対して危険物質等取扱所の警備の強化を求めます。</p> <p>2 危険物質等の取扱者に対する措置命令
緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、別表に掲げる措置を講ずべきことを命じます。</p> |
|---|

【別表：危険物質等の武力攻撃災害防止措置】

危険物質等の種類	取扱所の一 時停止又は 制限	製造、運搬 等の一時禁 止又は制限	廃棄物又は 所在場所の 変更	要請権者
危険物 (消防法)	12			知事
毒物、劇薬 (毒劇法)				(製造業者、輸入業者) ～厚労相 (販売業者、特定毒物研 究者、業務上取扱者)～ 厚労相、知事
火薬類 (火取法)	45	45	45	(販売、貯蔵(火薬庫設 置)、廃棄)～知事 (譲渡、譲受、消費)～ 消防局長 (運搬)～公安委員会
高圧ガス (高圧法)	39	39	39	消防局長
核燃料物質等 (原子力基本法)	法106	法106	法106	対象により、文科相、 経産相、国交相
核原料物質 (原子力基本法)				対象により、文科相、 経産相
放射性同位元素	33	33	33	文科相
毒薬、劇薬 (薬事法)				(製造業者、輸入業者) ～厚労相 (薬局が所持するもの) ～厚労相、知事 (専ら動物目的のもの) ～農水相
高圧ガス (電気事業法)				経産相
生物剤、毒素 (細菌兵器禁止法)				主務相

毒性物質 (化学兵器禁止法)				経産相
-------------------	--	--	--	-----

= 令29による措置、 = 個別規制法により措置可能なもの

エ 石油類等危険物保管施設の応急措置

道(危機対策局)は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、当該施設の実態に応じて以下に掲げる措置を講ずるよう指導することとされています。

町は、町内の危険物保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じ道に指導を行うよう要請します。

1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
3 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動

オ 火薬類保管施設の応急措置

火薬類保管施設については、道、指定地方行政機関が以下のとおり対応することとされています。

町は、町内の火薬類保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じ道などに対し対応措置をとるよう求めます。

機関名	対 応 措 置
道 (危機対策局)	火薬庫、火薬庫外貯蔵施設の所(占)有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるよう指導します。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行います。
北海道経済産業局	火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行います。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行います。
北海道産業保安監督部	作業現場に未使用の状態での滞留中の火薬類は緊急の場合、自主保安管理体制のもとに直ちに担当の保安係員に回収させ、火薬庫

	に返納する等の措置をとらせるとともに直ちに実情を把握し、適切な指示、命令等を行います。
--	---

カ 高圧ガス保管施設の応急措置

(ア) 町の対応措置

町は、町内の高圧ガス保管施設の状況を確認し、応急措置について以下のとおり対応措置を実施します。

1	住民に対する退避の指示
2	避難住民の誘導
3	避難所の開設
4	避難住民の保護
5	情報提供
6	関係機関との連絡

(イ) 道、関係機関の対応措置

道、関係機関は、以下のとおり対応措置を実施することとされています。町は、対応措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じ対応措置の実施について要請を行います。

機関名	対 応 措 置
高圧ガス事業所	1 施設警備の強化などにより、ガス漏れ等の予防に努めます。 2 ガス漏れなどが発生した場合、直ちに災害の拡大防止、被害の軽減及び関係機関への速やかな情報提供に努めます。
道 (危機対策局)	1 高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制 武力攻撃災害時には、個々の事業所単独では対応が困難になる状況が考えられるため、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し、応援を要請します。 2 高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制 武力攻撃災害時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、広範囲に被害が拡大する恐れがあるため、隣接県との間で情報連絡を実施します。
警察本部	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行います。 2 町若しくは道による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要求があったときは、退避の指示を行います。 3 避難区域内への車両の交通規制を行います。 4 避難路の確保及び避難住民の誘導を行います。
消防署	1 ガスの拡散が急速で、町若しくは道による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったと

	<p>きは、退避の指示を行います。</p> <p>2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うよう努めます。</p> <p>3 関係機関との間に必要な情報連絡を行うよう努めます。</p> <p>4 武力攻撃災害等に対する応急対策を実施するよう努めます。</p>
北海道経済産業局	<p>1 正確な情報把握のため、道及び関係機関と密接な情報連絡を行います。</p> <p>2 武力攻撃災害等の発生に伴い、道及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大を防止します。</p>

キ 毒物・劇物取扱施設の応急措置

(ア) 教育委員会の応急措置

教育委員会は、小学校の毒物・劇物の応急措置について、次の対策を策定しておき、これに基づき行動するよう指導します。

- a 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
- b 出火防止及び初期消火活動
- c 危険物等の漏えい、流出等による危険防止
- d 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止
- e 児童等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- f 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
- g 避難場所及び避難方法

(イ) 道、関係機関の応急措置

道、関係機関は、以下のとおり応急措置を実施することとされています。町は、応急措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じ対応措置について要請します。

機関名	対応措置
道（環境生活部）	<p>1 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示します。</p> <p>2 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示します。</p> <p>3 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達を行います。</p>
道（教育委員会）	町の教育委員会に同じ
消防局	<p>1 有毒物質等の拡散が急速で、町若しくは道による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは退避の指示を行います。</p> <p>2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。</p>

	3 関係機関との間に必要な情報連絡を行います。 4 武力攻撃災害等に対する応急対策を実施します。
--	---

ク 放射線使用施設の応急措置

道、消防局は、以下のとおり対応措置を実施することとされています。

町は、町内の放射線使用施設の状況を確認し、必要に応じ対応措置について要請します。

機関名	対 応 措 置
消防局	1 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導します。 (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 2 災害応急活動を実施します。
道（環境生活部）	R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、R I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止住民の不安の除去等を実施します。
道（経済部）	産業技術センターにおいては、職員による非常動員体制をとり施設内のR I等の露出、流出に伴う緊急措置に関し待機するとともに、出火に際しては、初期消火に努め、また、立入禁止区域を設定します。 なお、関係機関から応急対策について緊急の要請がある場合は、技術的援助を行います。
放射線同位元素使用者等	武力攻撃災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基、ついて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告します。
文部科学大臣	必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命じます。

ケ 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走時対策については、道、警察、消防が以下のとおり対応措置を実施することとされています。

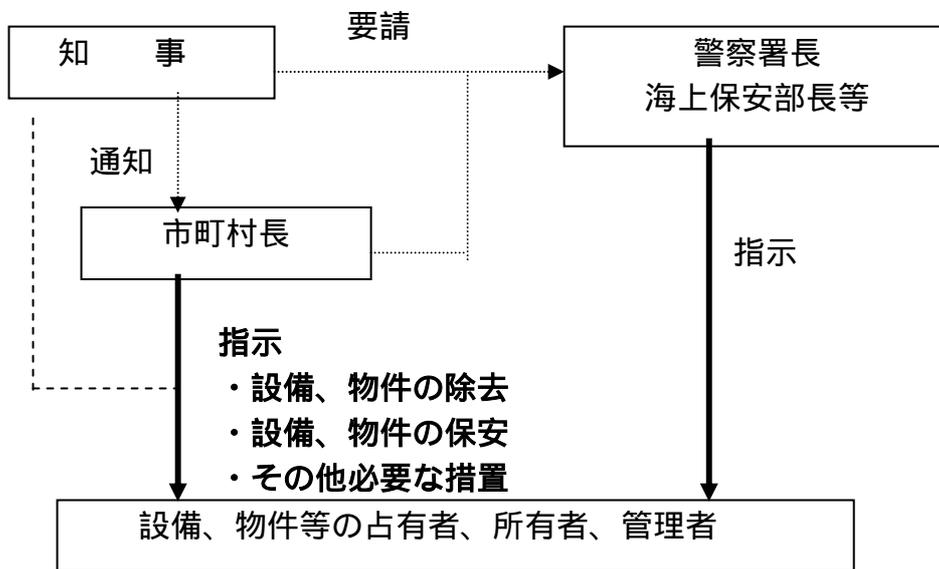
町は、町内で危険動物の逸走が発生した場合は、直ちにこれらの機関に通報し、対応措置を要請するとともに、必要に応じ周辺地区住民への周知、猟友会との連絡調整など必要な措置を行います。

機関名	対 応 措 置
道（環境生活部）	1 情報の収集並びに国及び市町村等との連絡調整等 2 情報の収集、特定動物等の捕獲等の措置及び関連部局との連

	絡調整
道（環境生活部・農政部・水産林務部）	1 動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導 2 逸走特定動物等の捕獲等必要な措置
警察本部	1 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警職法）
消防局	1 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送

コ 事前措置（法11 1）

町は、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保安その他必要な措置（補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等）を占有者、所有者又は管理者に対し指示します。



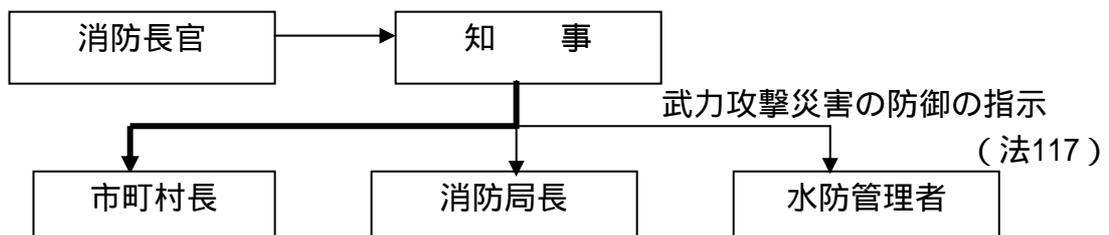
サ 知事の防御の指示（法117 ）

知事（危機対策局）は、道内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することとされています。

町は、防御の指示を受けたときは、速やかに指示に基づき、以下のとおり応援等を行います。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害の発生前において災害を応急的に防止する 2 武力攻撃災害発生時においてこれを鎮圧する |
|---|

指示（法118）



シ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに避難マニュアル「緊急避難」の「4 実施要領」の「4 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報の伝達

避難の準備中に、知事（危機対策局）から緊急通報の通知を受けた場合、町は、速やかに第3編第4章「第1 警報の伝達」に準じて緊急通報を伝達します。

(ウ) 応急措置

a 退避の指示

町は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます）、住民を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、速やかに第3編第7章第2「1 避難の指示」に準じて退避を指示します。

b 応急公用負担

町は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます）、武力攻撃災害対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、速やかに第3編第7章第2「3 応急公用負担」に準じて応急公用負担を実施します。

c 警戒区域の設定

町は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます）、住民に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、速やかに第4編第7章第2「2 警戒区域設定」に準じて警戒区域を設定します。

(I) 緊急消防援助隊、消防応援隊の要請、受入

道（危機対策局）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、道内消防応援隊の要請、受入を実施することとされています。

町は、道（危機対策局）に対し町内の状況を連絡し、必要と認めるときは速やかに緊急消防援助隊、道内消防応援隊の派遣を求めるとともに、緊急消防援助隊、道内消防応援隊の町内への受け入れ、町内での活動支援などを行います。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、町は「第3編第10章国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資の価格監視等を実施し、必要と認めるときは、道（環境生活部）に対し価格安定措置を実施するよう要請します。

イ ライフライン等の確保

(ア) 町は、町が管理する下水道について警戒、情報収集を強化し、応急復旧など確実に確保します。

(イ) 町は、道、ライフライン事業者等との連携を強化し、町内のライフラインの確保に遺漏がないようにします。

(ウ) この際、住民の避難に必要となるライフラインを最優先で確保します。

ウ 防犯等

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、町は「第3編第10章国民生活の安定に関する措置」により、警察署等に対しパトロール等、警戒の強化を要請します。

エ 住民への周知

町は、国、道等が実施する国民生活安定措置について住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報の強化

(ア) 町広報の実施

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、町長は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

区 分	内 容
広報項目	<ol style="list-style-type: none">1 武力攻撃（予測）事態の概要<ol style="list-style-type: none">(1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測(2) 国、道、町などの対応状況2 注意事項<ol style="list-style-type: none">(1) 冷静な対応の呼びかけ(2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること(3) 「要請されたときの必要な協力と自発的な意思による協力」の求め(4) 住民からの有事に係る重要な情報について、町に連絡するよう求め3 避難準備の指示<ol style="list-style-type: none">(1) 避難に備えて、最寄りの集合施設等を確認すること(2) 避難に備えて、貴重品など持ち出し品を用意すること（手荷物の制限を含む）(3) 避難に備えて、家族で連絡先、連絡方法などを決めておくこと4 避難、救援の概要 住民が安心して避難できるよう、以下の項目について適時適切に広報します。

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは町、道などで用意すること (2) 避難の状況、計画 (3) 避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等 <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通の規制 (2) 犯罪の予防 (3) 旅行の自粛 (4) 児童の登下校に対する安全確保 (5) 交通機関の運行状況の把握 (6) 火元・危険物の管理や他の安全対策 (7) ボランティア等の流入防止
	<p>1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急通報の内容 (2) 退避の指示の内容 (3) 注意事項 (4) 情報に注意するよう呼びかけ
広報手段	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防団、町内会、防災行政無線、広報車、臨時町報、回覧などにより広報を行います。 2 宿泊施設、集客施設等において、場内放送等により来店客等への広報を行います。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 広報項目については、道対策本部（広報担当）などと十分連絡調整を行います。 2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安感を招くことがないように、十分に注意します。 3 混乱発生の恐れが予測される場合は、道、町及び放送機関において随時必要な対応及び住民への広報、通報を行います。

(1) 広報への協力要請

道対策本部は、情報を一元的に管理するため「広報責任者」を置くこととされており、また、関係機関は以下のとおり広報を行うこととされています。

町は、広報の内容、実施について関係機関と密接に連携するとともに、広く住民に対する広報が必要な項目については、以下のとおり関係機関に対し広報への協力を要請します。

機 関	内 容
道	<p>道広報の実施及び広報への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 道政TV、道政ラジオ、インターネット等による住民への広報 2 放送事業者である指定地方公共機関への広報協力要請 3 運送事業者である指定（地方）公共機関への広報協力要請 4 その他指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、公共的団体

	等への広報協力要請
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者への広報
集客施設等	場内放送等による客への広報

(ウ) 障害者、外国人などへの広報

町は障害者外国人など特に広報が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施し、又は広報への協力を要請します。

a 障害者

町は、視覚、聴覚などに障害を有する者への広報について、道(保健福祉部)、障害者団体等と広報内容などを連絡調整の上、消防団、町内会などの協力を得て実施します。

b 外国人

町は、外国人への広報について、道(総務部)、国際交流団体等と広報内容などを連絡調整の上、町内会、教員などの協力を得て実施します。

イ 広聴

町は、武力攻撃(予測)事態の認定後速やかに、必要箇所に相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口で情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応します。

5 その他

(1) 応急教育計画

ア 小学校の避難の準備

教育委員会は、小学校の状況確認、道教育委員会との連絡調整などを行うとともに、小学校の避難に備え以下のとおり小学校に指示します。

1 学校行事、会議、出張等の中止
2 学校、児童の状況確認と教育委員会への報告
3 児童への事前連絡と指導
4 武力攻撃発生時の対処の確認、周知
5 教育委員会、町、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網の確認
6 教職員の連絡体制の確認と教職員への周知

イ 小学校の応急教育の準備

教育委員会は、児童の救援・受入に備え、小学校の人員、施設などの状況を確認するとともに、応急教育の準備を指示します。

(2) 応急保育

町は「(1) 応急教育計画」に準じて、保育所の避難の準備及び応急保育の準備、を実施します。

(3) 文化財の保護

教育委員会は、町指定文化財等の状況を確認し、所有者等と連絡調整の上、可能であれば所在場所の変更などの保護措置を講じます。

(4) 特殊標章等の交付等

ア 特殊標章等

町は、次の者に特殊標章及び身分証明書を交付するとともに、国民保護措置のために使用される場所・施設等に特殊標章を表示します。

特殊標章、身分証明書等の交付については、台帳により管理します。

- | |
|------------------------------------|
| 1 町職員で国民保護措置に係る職務を行う者 |
| 2 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 |

イ 赤十字標章等

町は、医療に従事する要員や町内の医療のために使用される場所等の赤十字標章等の使用について、道（保健福祉部）申請します。

(5) ボランティア等の流入防止

町は、町が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定され、武力攻撃災害などの危険が生ずる可能性があることを広報し、ボランティア等の流入防止を呼びかけます。

避難段階の計画

要旨

町は、避難の指示を住民に確実に伝達するとともに、道が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を行います。

(避難タイプとの関連)

大規模	中規模	小規模
警報等の伝達 避難住民の誘導 ・道内の避難住民は非常に多数で、避難も長距離、長時間 ・避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導 ・道内の避難住民は多数で、避難も中距離、中時間で、避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導 ・道内の避難住民は少数で、避難も短距離、短時間で、避難住民の誘導中の食品の給与等は不要

1 状況

期間

ア 対象期間

道、市町村を含む地域に警報が発令され、町に避難の指示が伝達されたときから、要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了したとき

イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民の避難先地域への移動が主体となり、危険性、緊急性ともに非常に高い段階で、的確かつ迅速に避難を完了することが最重要です。

また、避難住民等の救援の準備、社会的混乱の防止、武力攻撃災害に伴う被害の最小化が必要です。

2 構想

(1) 活動方針

町は、避難の指示を受け次第、直ちに避難実施要領を定め、防災無線、広報車その他の適切で効果的な手段により迅速に避難の指示を住民に伝達するとともに、道等関係機関と緊密な連携を行いながら、必要な職員・装備等を最大限活用して的確かつ迅速な避難住民の誘導を行います。

その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難に配慮します。

また、避難完了の確認を確実にを行うとともに、避難中の町内の警戒措置、安全管理については、警察、自衛隊の部隊等と調整します。

(2) 実施要領

ア 警報、避難の指示の的確かつ迅速な伝達及び情報収集

警報、避難の指示等について、的確かつ迅速な伝達を行うとともに、避難住民の誘導に必要な情報の収集及び住民、関係機関・団体への提供を実施します。

イ 実施体制

町は、全町を挙げて避難住民の誘導体制をとるとともに、対策本部を設置します。

ウ 避難実施要領の策定及び通知

町は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、道、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定します。

避難実施要領を定めたときは、消防団、防災行政無線、広報車等の活用、町内会等の自発的な協力を得て、避難実施要領をできる限り速やかに住民、関係のある公私の団体に伝達するとともに、町の他の執行機関、知事(危機対策局)、消防団長、警察署長、稚内海上保安部長、陸上自衛隊第26普通科連隊長、運送事業者である指定地方公共機関等に通知します。

エ 避難住民の誘導の実施

町は、道、関係機関・団体と連携して避難住民の誘導を実施し、速やかに避難を完了します。避難住民の誘導はできる限り町内会等又は事業所等を単位として実施します。

(ア) 避難住民の誘導

(イ) 誘導中の食品、飲料水、医療の提供

町は、避難経路における宿泊、食品、飲料水、医療の提供などを行います。

また、必要に応じ避難経路に当たる市町村へ救援の応援要請を行います。

(ウ) 避難先地域における住民との連絡

オ 避難完了の確認

町は、避難住民の誘導時に避難住民を把握し、また、関係機関と連携して地域、施設の避難状況を確認し、避難完了の確認を行います。

また、関係機関と連携し、避難中及び避難後の町内の無人化に伴う警戒措置、安全管理を実施します。

カ 受援の準備

町は、避難先地域の市町村に先遣隊を派遣して連絡調整を行い、速やかに避難住民の受入体制を準備します。

キ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

避難住民の誘導の間において武力攻撃災害の予防、対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

応急復旧に当たっては、特に避難経路の確保、生活基盤の確保に注意します。

ク 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、正確な情報の提供、生活基盤の確保等必要な予防、対処を実施します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置については、道に要請するとともに、住民への周知を図ります。

3 活動要領

(1) 情報

町は、警報、避難の指示を的確かつ迅速に住民、関係機関・団体へ伝達・通知します。

また、避難住民の誘導に必要な情報を適切に収集、分析、提供します。

ア 警報、避難の指示等

(ア) 警報

町は、道(危機対策局)から警報の通知(法46)を受信、確認したときは、直ちに、あらかじめ定めた伝達方法(伝達先、手段、順位)に従いその内容を住民及び関係のある公私の団体(町内会など)へ伝達します。この際、警察と協力します。(法47、54)

また、他の執行機関その他の関係機関(活動範囲が町の区域内に限られる機関)に通知します。(法47)

警報	内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は現に発生したと認められる避難 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
	要領	<ol style="list-style-type: none"> 1 町が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合 原則として同報系防災行政無線で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知します。 2 町が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合 原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等により周知を図ります。
	伝達手段	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線、広報車、消防団による伝達など、最も迅速、確実かつ効果的な方法により、住民へ避難の指示を伝達するものとしします。 2 あらかじめ地区ごとの伝達組織、伝達往訪を避難実施計画で定めるものとしします。 3 警察署と協力し、迅速かつ的確に住民等へ警報を伝達します。
	留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 町は、道(総務部、保健福祉部)と連携し、高齢者、障害者、外国人等への伝達に特に配慮します。

(イ) 避難措置の指示

町は、道から避難措置の指示の通知を受信、確認したときは、警報に準じて伝達、通知します。また、避難実施要領のパターンをもとに避難実施要領の概要を策定します。

避難措置の指示	1 要避難地域（住民の避難が必要な地域） 2 避難先地域（住民の避難先となる地域） 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
---------	---

(ウ) 避難の指示

町は、道から避難の指示の通知を受信、確認したときは、警報に準じて伝達、通知します。また、道、警察署等関係機関の意見を聴いた上で、避難実施要領を完成します。

避難の指示	1 近接避難地域（ ）を含む要避難地域 2 受入地域 具体的な避難先市町村及び受入避難住民数 3 具体的な避難の経路 「道路の利用指針」が定められている場合には、これに基づく 4 避難のための交通手段 5 具体的な避難の段取り いつ、どのように住民を避難させるか 要避難地域の拡大設定 道は、地理的特性などに鑑みて必要と判断した場合、要避難地域に近接する地域の住民へも避難を指示することとされています。
-------	--

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例） 北 海 道 知 事 月 日 時現在
<p>本道においては、 日 時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、 時に避難措置の指示があった。</p> <p>要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。</p> <p>本道における住民の避難は、次の方法により行うこと。</p> <p>(1) A町AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、 日 時目途に住民の避難を開始すること（ 時間を目途に避難を完了。）</p> <p>・ 運送手段及び避難経路</p> <p>国道 号によりバス（ 会社、 台確保の予定） 駅より 鉄道（ 行 両編成、 便予定） 時から 時まで、国道 号及び道道 号は交通規制（一般車両の通行禁止）</p>

細部については、A町の避難実施要領による。

A町職員の誘導に従って避難する。

(2) A町BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、日 時目途に住人の避難を開始すること(時間を目途に避難を完了。)

・ 運送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・ 武力攻撃事態の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適切と判断される場合

受信、確認した場合、関係機関の意見確認を聴いたうえで、以下の避難実施要領等を決定し、避難の指示(第二報)と避難実施要領の伝達を行います。

(I) 避難実施要領

町は、避難実施要領を定めた場合、警報に準じて伝達するほか、他の執行機関、道(危機対策局)、消防団、警察署、稚内海上保安部、陸上自衛隊第26普通科連隊長、運送事業者である指定(地方)公共機関等に通知します。

避難の指示	1 避難先の市町村、避難所
	2 避難方法 直通運送、中継運送、折り返し運送等
	3 避難経路 集合施設から避難先までの間
	4 避難の交通手段 各地域から集合施設まで、集合施設から避難先までの間
	5 集合施設への集合要領 地域ごとの集合場所、集合時間、集合施設までの経路・手段等
	6 高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法
	7 避難住民の誘導に従事する職員、消防団員等の配置、誘導方法
	8 避難住民の確認方法
	9 避難先へ派遣する先遣隊の編成、活動要領
	10 避難先までの食品、飲料水、医療の確保、提供
	11 避難における諸注意事項

	12 道への応援要請内容、道の支援内容
	13 住民の避難に関して、関係機関が講ずべき措置の概要 1～4は、道が指示又は調整

【避難実施要領の内容（一例）】

避難実施要領（一例）	
北海道遠別町長 月 日 時現在	
1	<p>避難の経路、避難の手段その他避難の方法</p> <p>遠別町における住民の避難は、次の方法で行うものとする。</p> <p>(1) A町のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1中学校体育館を避難先として、 日 時を目途に住民の避難を開始する。</p> <p>【避難経路及び避難手段】</p> <p>避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）</p> <p>バスの場合：A町A1地区の住民は、A町立A1小学校グラウンドに集合する。その際、 日 時を目途に、できるだけ町内会、事業所等の単位で行動すること。</p> <p>集合後は、 バス会社の用意したバスにより、国道 号を利用して、B市立B1中学校体育館に避難する。</p> <p style="text-align: center;">・・・以下略・・・</p> <p>(2) A町のA2地区の住民は、B市のB2地区にあるB市立B2小学校を避難先として 日 時 分を目途に住民の避難を開始する。</p> <p style="text-align: center;">・・・以下略・・・</p>
2	<p>避難住民の誘導の実施方法</p> <p>(1) 職員の役割分担</p> <p>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、町職員の割り振りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への周知要員 ・ 避難誘導要員 ・ 町対策本部要員 ・ 現地連絡要員 ・ 避難所運営要員 ・ 水、食料等支援要員等 <p>(2) 残留者の確認</p> <p>町で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）</p>

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導
 誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、町内会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、町職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、防止や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

遠別町対策本部 担当 山 男
 電話 01632-7-xxxx
 ファクシミリ 01632-7-xxxx

・・・以下略・・・

イ 情報収集、分析、提供

(ア) 情報収集

町は、道、関係機関・団体などから、避難実施要領の決定、避難住民の誘導等に必要な情報を収集し、対策本部へ集約します。

また、町内の状況、道、関係機関・団体の活動状況等についての的確に把握します。

情報項目	情報内容
避難の経路、手段、方法に関する事項	1 道が示した避難の経路、交通手段、避難方法 2 要避難人数、高齢者、障害者、乳幼児等の状況 3 気象 4 避難先市町村の体制、収容可能状況（要援護者を含む） 5 運送事業者の状況、道路・港湾・空港の使用状況 6 交通規制状況
避難住民の誘導に関する事項	1 町の体制、消防団の体制 2 避難の間の食料、飲料水、医療、資機材確保状況 3 道の支援状況 4 消防、警察、海上保安部、自衛隊の部隊の体制、活動状況
その他必要な事項	1 被災情報 2 武力攻撃（予測）事態の状況

(イ) 情報分析

町は、収集した情報を集約し、突合、確認、分析等を行うとともに、対策

本部の総合状況図、図表等に整理します。

この際、今後の状況の推移及び各機関の活動の重点と調整に注意します。

(ウ) 情報提供

町は、住民の安全確保及び避難に必要な情報について、的確かつ迅速に住民へ提供します。

また、関係機関・団体等の活動に必要な情報について、適時適切に提供します。

ウ 武力攻撃災害兆候の通報

(ア) 武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受理した消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を町に通報し、町に通報することができないときは、速やかに道（危機対策局）に通報することとされています。

(イ) 町は、消防吏員等から通報を受け、武力攻撃災害等が発生するおそれと対処の必要を認めるときは、速やかに道（危機対策局）に通知します。

(ウ) 通報・通知を受けた道（危機対策局）は、必要と認められた場合、その旨を関係機関・団体へ通知することとされています。

エ 安否情報

町は、避難住民の誘導を開始したときは、町内会等の協力を得て、集合場所、乗車時などにおいて安否情報の収集、集約、提供を開始します。

オ 被災情報

町は、町内で武力攻撃災害が発生したときは、発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を、関係機関・団体と協力して収集し、速やかに道（危機対策局）に報告します。

また、安全確保に必要な情報についての的確かつ迅速に住民等へ提供するとともに、関係機関・団体の活動に必要な情報については直ちに連絡します。

カ 通信

町は、防災行政無線等の情報通信手段を活用するとともに、武力攻撃事態等により通信施設等に支障が生じた場合は、安全確保に配慮しつつ、道、電気事業者等と連携して応急復旧を行います。

(2) 実施体制

ア 遠別町の国民保護体制

町は、道から避難の指示を受けたときは、直ちに避難住民の誘導体制へ移行します。

(ア) 職員の参集、配置換え

町は、速やかに職員を参集し、併せて安否情報を確認します。

また、通常の業務は原則として停止し、避難住民の誘導関連課、避難が急を要する地区などに可能な限り職員を配置します。

(イ) 避難住民の誘導

町は、避難実施要領に従い、町内における避難住民の誘導、集合施設での避難住民確認の体制を取ります。

この際、誘導、確認などが終了した地区を担当する職員などについては、必要に応じ他の地区等へ増援し、又は避難住民に随行します。

また、必要に応じ、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置を命じられた自衛隊の部隊の長に対し、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害への対処

避難住民の誘導中に発生し又は発生するおそれがある武力攻撃災害に対処するため、消防、警察、海上保安部、自衛隊等との連携を強化します。

(I) 町の避難

住民の避難の完了を確認後、無人化に伴う警戒措置、町管理に係る施設等の安全管理に必要な最小限度の職員を除き、町長以下職員等及び戸籍等重要書類・データも避難を実施し、町及び対策本部の体制、機能を維持します。

また、武力攻撃災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が当該市町村が実施すべき国民保護措置の事務を代行することとされています。

イ 対策本部

対策本部長は、直ちに本部会議を開催し、避難実施要領その他避難住民の誘導に必要な事項を決定します。

本部会議には、必要に応じて道職員、関係機関の職員を出席させ、意見を聴取します。

(ア) 計画・運用

避難住民の誘導について計画調整します。

(イ) 情報・広報

避難住民の誘導に要する情報について収集、分析します。また、避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。

(ウ) 総務・調整

避難住民の誘導に要する物資、運送の確保、配分について企画調整します。また、対策本部の活動に必要な支援を行います。

(I) 現地対策本部

必要に応じ現地対策本部を設置します。

ウ 関係機関の国民保護体制

町は、避難の指示を受けた場合、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有化を図ります。

また、避難住民の誘導、交通規制、避難に要する車両、物資、資機材の確保、安否・被災情報の収集、被災住民の救出救助等について、関係機関・団体に対し必要な要請と連絡調整を行います。

(ア) 道の国民保護体制

a 道は、警報・避難措置の指示等を受け、避難住民の誘導支援体制をとることとされています。

b 町は、避難に要する車両、物資、資機材、人員等について、町内の所要等

- を取りまとめ、道（危機対策局）に対する応援要請と連絡調整を行います。
- c 住民を他都府県に避難させる必要があるときは、知事が、避難先地域の知事と避難住民の受入れについてあらかじめ協議するとともに、他都府県からの情報収集、連絡調整を行うこととされています。
- (イ) 消防の国民保護体制
- a 消防局は、警報・避難の指示等を受け、消防庁等と連絡の上、職員の招集、消防局における警戒本部の強化等を行って、国民保護体制を確保することとされています。
 - b また、道内の消防力のみでは国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合には、消防庁等と連絡し、道外部隊及び装備資機材等の応援を要請するものとします。
- (ウ) 警察の国民保護体制
- a 警察本部は、警報・避難の指示等を受け、警察庁等と連絡の上、職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の強化等を行って、国民保護体制を確保することとされています。
 - b また、道内の警察力のみでは国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合には、道外部隊及び装備資機材等の応援を要請することとされています。
- (I) 他市町村との連絡調整
- 町は、避難住民の誘導を行うに当たり、近隣の市町村、避難経路となる市町村、避難住民の誘導を行う順番が近い市町村と緊密に連絡を行い、情報共有、調整を実施します。
- (オ) 指定（地方）公共機関との連絡調整（法21）
- a 指定地方公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより国民保護措置を行うこととされています。
 - b 町内で避難住民の運送などの活動を行う指定（地方）公共機関について緊密に連絡調整を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民の誘導及び避難住民等の救援準備を実施するための 労務、施設、設備、物資の確保等について応援を行います。
- (カ) 指定（地方）行政機関との連絡調整
- 町内で避難住民の運送経路の確保などの活動を行う指定（地方）行政機関について、緊密に連絡調整を行います。
- (キ) 自衛隊の国民保護等派遣（法15、20）
- a 知事（危機対策局）は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の国民保護等派遣を要請するとともに受入体制を整備することとされています。
 - b 町長は、自衛隊の実施する国民保護措置について以下のとおり実施します。
避難実施要領を定めたときは、陸上自衛隊第26普通科連隊長に通知します。
避難住民の誘導の円滑な実施及び武力攻撃災害への対処等、国民保護措置に関し必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の国民保護等派

遣の要請を求めます。

また、通信の途絶等により知事への求めができないときは、その旨及び町内の国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡します。

避難住民の誘導において、必要があると認めるときは、派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(令8に定める自衛隊の部隊等の長に限る。)に、避難住民の誘導を行うように要請し、その旨を知事に通知します。

なお、避難住民の誘導に当たっては、あらかじめ協議し、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を行います。

- c この際、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である、わが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

町は、避難の間、避難住民に対する食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等を行います。

道外避難の場合などで移動時間が長時間に及び場合等は、必要に応じ、道、避難経路に当たる市町村等へ応援を要請します。

イ 補給必要量

町は、避難の指示の内容、町内の状況等に基づき、避難の間における食品、飲料水、医療の必要量を見積もり、道(危機対策局)に報告するとともに、応援を要請します。

ウ 取得

道(危機対策局)は、避難住民の誘導に必要な燃料、食品などの補給品を優先的に取得し、緊急物資集積地域に一時集積するとともに、不足、長期的確保の困難等が見込まれる品目については、速やかに広域支援を要請するとともに、特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施することとされています。

町は、原則として道から補給品を取得し、町内の、受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、受入体制を整備します。また、必要に応じて、緊急を要する補給品については、直接取得します。

エ 配分

道は、原則として、緊急物資集積地域から避難住民の誘導を実施する要避難市町村に物資を運送・配分するとともに、必要に応じ備蓄倉庫、業者等から市町村又は避難住民への直接運送を実施することとされています。

町は、集合場所、中継場所などに補給品を集積し、避難住民へ配分します。この際、公平平等な配分に留意します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

町は、速やかに避難住民を運送できるよう、道との連絡調整、町内の運送手

段等の円滑な運用に努めます。

この際、関係機関・団体との密接な連携、高齢者、障害者、乳幼児等の運送に特に注意します。

イ 避難経路

道は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず避難経路の情報を把握し、避難経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定することとされています。

町は、町内の避難経路について常時情報を把握するとともに、集合施設周辺の道路、避難経路にアクセスする道路などで重要なものについても確保に努めます。

ウ 運送業務

(ア) 避難実施計画の決定

道は、避難住民に係る運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）を策定することとされています。

町は、道運送計画を受けて、町内の各地区、集合施設、各種施設ごとの避難実施計画を策定します。

(イ) 運送力の確保

町は、原則として道から運送手段を確保し、町内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、町内の受入運用体制を整備します。また、必要に応じ町内の指定地方公共機関以外の運送事業者へ運送を要請します。

(ウ) 運送の実施

- a 町は、避難の間において町内の運送の進捗状況を把握し、適宜、道へ報告するとともに必要に応じて関係機関・団体との協議調整を行います。
- b 町は、運送事業者である指定（地方）公共機関が正当な理由がないのに道による運送の求めに応じず、又は十分でないと認めるときは、道に対しその旨を通知します。
- c 町は、町内で活動する運送事業者の運送安全確保について配慮するとともに、武力攻撃の状況その他必要な情報を随時提供します。

エ 避難住民の誘導

(ア) 避難方式

町は、以下により、避難住民を誘導します（原則事項）

項目	業 務
避難住民の誘導方法	1 二段階避難方式 原則として、避難に先立ち、地域、事業所等を中心に集合施設で一旦集団を形成し、情報伝達、不在者確認等を行った後、町職員等の誘導により避難所への避難を実施します。 2 直接避難方式 避難の指示、集合施設への集合等を行ういとまがない場合等は、個々に直接避難所への避難を実施します。
避難の順位	1 高齢者、障害者、乳幼児、女性、子ども、病人等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。

	2 武力攻撃(予測)事態の状況等から判断して、より危険性が高いと認められる地区の避難を優先します。 危険性が同程度である場合、避難先地域に近い地区から順次避難を実施します。
携行品等	1 携行品は、必要最小限度にとどめます。 2 ペット等の携行はできません(盲導犬等を除く)

- a 避難方式は、原則として二段階避難方式(集合施設に集合した後、避難場所へ避難する方法)とします。
- b 町内会等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難所に避難する集団避難方式とし、混乱の防止のため、避難住民が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所として、避難場所に至る前に身近な小公園等を集合施設に選定します。

【集合施設の選定基準】

区 分	内 容
選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、公園、緑地の広場等
選 定 者	町が、町内会組織や警察、消防等関係機関と協力し選定

- c 避難住民は、町等の職員、消防団員、町内会等の誘導により集合場所への集合、避難所への避難を行います。
- d 住民は、平素から、近隣の集合施設の位置等について確認することが必要です。

(1) 避難誘導に係る応援の要請

- a 町は、町の職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署等に対し以下のとおり避難住民の誘導を要請します。この場合、その旨を知事に通知します(法63)。
- また、要避難地域が広域におよぶ等の場合は、道(危機対策局)に対し、警察・海上保安部・自衛隊等による避難住民の誘導の要請(法63)及び要請の調整(法63)を求めます。

要 請 先	要 請 内 容
警察署長	警察官による避難住民の誘導
稚内海上保安部長	海上保安官による避難住民の誘導
出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(令8に定める自衛隊の部隊等の長に限る。)	自衛官による避難住民の誘導

- b 町は、警察官等の避難住民の誘導時に警察署長等に対し、必要に応じて避難実施状況に関し必要な情報(避難住民の誘導の実施状況、避難住民の誘導の実施に当たって参考となる情報など)の提供を求めます(法64)。
- c 町は、警察官等の避難住民の誘導時に住民の生命、身体を保護するため緊急の必要があるときは、警察署長等に対し必要な限度内において避難住民の誘導に関する必要な措置(避難住民の誘導及びそれに付随する交通規

制、秩序の維持、車両、航空機等による情報収集など）を要請します（法64）。

オ 道による住民の避難住民の誘導支援（法63）

(ア) 道は、警察官等による避難住民の誘導に係る町長からの要請について、必要に応じ調整を行うこととされています。

(イ) 避難住民の誘導中の市町村から求めがあったとき、求めを待ついとまがないと認めるときは、エ(イ) a に準じて避難住民の誘導を要請することとされています。

(ウ) 道は、市町村が行う避難住民の誘導について、必要に応じ以下のとおり指示、代執行を実施することとされています（法67）

項目	状況	業務
避難住民の誘導の指示	避難住民の誘導が要避難市町村長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるとき	市町村長に対して、避難住民の誘導を行うべきことを指示
避難住民の誘導の代執行	指示を行ってもなお避難住民の誘導が要避難市町村長により行われないとき	市町村長に通知した上で、道職員を指揮し、自ら避難住民を誘導
避難住民の誘導の補助	市町村長が道の区域を越えて避難住民の誘導を行うとき、又は当該市町村長から要請があったとき	道職員を指示し、市町村の行う避難住民誘導を補助

カ 警察による避難住民の誘導

(ア) 警察署長は、町が避難実施要領を定めるに当たり意見を求められた場合あるいは助言が必要な場合には、避難の経路、避難の手段、避難の方法、避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導のための関係職員の配置、その他必要な事項について必要な助言を行うこととされています（法61）。

(イ) 警察署長等は、町から警察官等による避難住民の誘導について要請を受けた場合又は自らの判断で避難住民の誘導を行う場合は、町と協議し、町から通知を受けた避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、先導、同行警備、広報等の必要な措置を実施することとされています（法64）。

(ウ) 避難の指示が徹底しない場合は、警察官の措置（警職法4）により避難を徹底します。

キ 住民への、避難住民の誘導に必要な援助に対する協力要請

避難住民を誘導する町職員、消防団員、道職員、消防吏員、警察官、海上保安官又は自衛官等は、避難住民の誘導のため必要があると判断したときは、避難住民及び現場付近にある者に対し、以下のとおり避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請します。

この際、協力をする者の安全の確保に十分配慮します。

- | |
|-------------------------------------|
| 1 町職員等と一体となって避難住民を誘導 |
| 2 移動中における食品、飲料水等の配給 |
| 3 高齢者、障害者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助 |

ク 避難拒否者等への対応

(ア) 警告、指示

避難住民を誘導する町職員、道職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生しそうな恐れがあるときは、必要な警告、指示を行います。

(イ) 立入禁止、退去、物件の除去（即時強制）

警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講じることとされています。

なお、警察官、海上保安官がいない場合は、消防吏員、自衛官がこれらの措置を講じることとされています。

(ウ) 避難拒否者の説得

避難住民を誘導する町職員、道職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、避難の指示に従わず、要避難地域にとどまる者について、それにより危険が生ずる場合には警告等を発するとともに、避難の指示に従うようできる限り説得に努めます。

(エ) 警察官の措置

警察官は、危険な事態がある場合には、危害を避けしめるために必要な限度で避難拒否者等を避難させることができます（警職法４）。

ケ 高齢者、障害者、乳幼児等の避難

(ア) 高齢者、障害者、乳幼児等の避難誘導に係る計画の策定

道（保健福祉部）は、高齢者、障害者、乳幼児等及びそれらの施設などの状況を確認し、高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る計画を策定することとされています。

町は、町内の各地区及び高齢者施設、保育所等の施設に入所、滞在している高齢者、障害者、乳幼児等を避難させるため、施設の管理者、道（保健福祉部）、関係機関・団体と連絡調整の上、高齢者、障害者、乳幼児等の避難誘導に係る計画を策定します。

(イ) 特別な配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児等の避難誘導

特別な配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児等の運送手段については、道（保健福祉部）が一元的に運用することとされています。

町は、原則として道から運送手段を確保し、町内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、特別な配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した集合施設の開設、介助者の確保など町内の受入、運用体制を整備します。

また、必要に応じ町内の指定地方公共機関以外の運送業者等へ集合施設ま

での運送などを要請します。

(ウ) その他の高齢者、障害者、乳幼児等の避難誘導

町は、上記(イ)に掲げる以外の高齢者、障害者、乳幼児等について、以下のとおり避難誘導を実施します。この際、消防団、町内会などの協力を得るとともに、必要な食品等の提供、必要が生じた場合の迅速な医療の対応などに注意します。

項目	業 務
高齢者、障害者、乳幼児等の避難	1 在施設高齢者、乳幼児等 高齢者施設、保育所等の長は、入所者等の避難を誘導します。 2 在宅高齢者、障害者、乳幼児等 町は、町内会、民生委員等の協力を得て、各地域内の在宅高齢者、障害者、乳幼児等の避難を誘導します。

コ 交通規制の実施

公安委員会、警察は次のとおり交通規制を実施することとされています。

町は、町内の交通規制について確認、住民へ周知するとともに、必要に応じ集合施設周辺などの交通規制について警察署長と協議します。

目的	<p>武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施させるようにするため、車両の道路における通行の禁止又は制限を実施します。</p>
内容	<p>1 避難地域等の把握 警察は、避難が必要な地域、避難先となる地域、避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法等について早期に把握、確認します。</p> <p>2 交通状況の把握 警察は、道路管理者、関係都道府県警察との情報連絡、パトロール等により、主要幹線道路を中心とした交通状況の把握を行います。</p> <p>3 警察署長の助言 警察署長は、町が定める避難実施要領について、必要な助言をします。</p> <p>4 交通規制の決定 公安委員会又は警察署長は、避難の指示及び町が定める避難実施要領に基づき、道路管理者と連携し、必要な交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報の方法等について決定します。</p> <p>5 標識等の設置等 公安委員会又は警察署長は、交通規制の種別に応じて、規制内容を表示する標識を設置し、必要により交通検問所を設置します。 また、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用します。</p>

<p>6 広報、連絡 警察は、道、町及び道路管理者と連携し、交通規制路線、区間、迂回路、車両の運転者の義務等について、各種広報手段を活用し、関係機関及び住民に周知します。</p> <p>7 交通整理 警察は、交通の混乱を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、主要交差点等規制区間の要所等において交通整理を実施します。</p> <p>8 車両等の移動等の措置 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより国民保護措置の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所に移動する等の措置を命じ、あるいは自ら当該措置を行います。</p> <p>9 緊急通行車両の確認 公安委員会は、道と連携し、緊急通行車両の確認手続きを行います。</p> <p>10 交通規制の見直し 公安委員会又は警察署長は、交通規制に当たっては、武力攻撃災害の発生状況、被災地状況等事態の推移に応じ、弾力的に交通規制の見直しを行います。</p>
--

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

避難の間の医療等の提供については、道（保健福祉部）が一元的に運用することとされています。

町は、町内の医療等の状況を確認の上、道（保健保健部）、関係機関・団体との連絡調整を強化し、集合施設、中継施設、臨時医療施設等において、避難住民へ医療を提供します。

また、引き続き感染症等の予防、警戒を実施するとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には応急処置を行います。この際、医療施設における高度な治療が必要な場合の搬送先は要避難地域以外を原則とします。

イ 衛生支援組織

(ア) 町内の衛生支援組織の活動

町は、町内の状況を取りまとめ、道（保健福祉部）に対し臨時医療施設の設置、救護班の派遣及び治療を要する避難住民等の要避難地域外への搬送などを要請するとともに、臨時医療施設、救護班の町内における活動及び避難について連絡調整、支援を実施します。

(イ) その他の施設等の活動

町は、集合施設、中継施設の管理者等と連携して、避難住民等に対する応急手当を実施するとともに、治療を要する避難住民などについては速やかに臨時医療施設、要避難地域外などへ搬送します。

また、集合施設等に臨時医療施設が設置される場合、その場所等を確保し

ます。

ウ 治療業務

道（保健福祉部）は、要避難地域、避難先地域の状況等に応じて医療等提供計画を策定し、医療等を提供することとされています。

町は、町内の状況を常時把握の上、道（保健福祉部）に対し、避難の間の医療等の提供を要請するとともに、必要な連絡調整、支援を行います。

避難の間に新たに発生した傷病者等に対する医療の提供は、原則として臨時医療施設等における応急処置とし、可能な限り速やかに要避難地域外の医療施設へ搬送します。

エ 搬送業務

道（保健福祉部）は、避難等の状況に応じて搬送計画の作成、搬送体制（トリアージを含む）の設定等を行い、搬送を実施することとされています。

町は、搬送必要者数など町内の状況を確認し、道に対し、町内の集合施設、臨時医療施設等への搬送、要避難地域外への搬送、を要請するとともに、搬送車両等の受入れ等について連絡調整を行います。

また、武力攻撃災害等が発生した場合は直ちに道（保健福祉保健部）、消防局に第一報を通報し、迅速な搬送を要請するとともに、可能な限り速やかに被災者数などの情報を収集し、道等へ提供します。

オ 防疫業務

道（保健福祉部）は、避難の間における感染症の予防及び対処に留意し、各種防疫措置を実施及び関係機関へ要請することとされています。

町は、集合施設等における衛生の確保など、避難の間の防疫に努めるとともに、避難住民に感染症等が発生した場合には、道（保健所）と連携し、患者の隔離、消毒を優先に行い、感染症等の拡大を防止します。

カ 健康管理業務

町は、集合施設、中継施設などにおいて避難住民の健康状況を把握し、必要に応じて医薬品、毛布、暖房施設の提供など、避難住民の健康維持に努めます。

この際、道（保健福祉部）は、必要な人員、資機材等を支援することとされています。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

町は、避難の指示を受けたときは速やかに、集合施設、中継施設など避難住民の誘導に必要な施設を開設し、又は用地を確保します。

また、避難先地域における町役場仮庁舎、必要に応じ現地対策本部等の公共施設を設置します。

イ 建設

町は、集合施設、中継施設の管理者と連絡し、以下のとおり施設を開設します。

項目	業 務
施設の開設	1 集合施設等の管理者と連絡し、施設を開設します。

職員等の派遣	<ol style="list-style-type: none"> 1 各集合施設等を担当する町職員、消防団員等を派遣します。 2 当該村職員等は、各集合施設等の運営、受付事務を行います。
資機材等の準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信機器、台帳類等、施設の運営、受付事務に必要な資機材等を整備します。
食品等の手配	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難の間の食品、飲料水等を集合施設等へ受け入れ、避難住民へ配布します。 2 必要に応じ、照明機器、冷暖房機器、トイレ、毛布、公衆電話等を手配します。
警備の依頼	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じ、警察等に集合施設等の警備を依頼します。

また、必要に応じ現地対策本部を設置し、また、可能であれば避難先地域に先遣隊を派遣して、道、避難先地域の市町村等と連携を取りながら、避難先における町役場仮庁舎を開設します。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

(ア) 職員の配置

町は、対策本部要員、集合施設等での避難住民の誘導、高齢者、障害者、乳幼児等の避難の支援、避難住民の運送用車両の受入れ等に必要な職員を配置します。

また、配置した職員からの情報、避難住民の誘導の進捗状況等に基づき、必要に応じ職員の配置変更を行います。

(イ) 職員の派遣要請、斡旋要請

町は、必要な場合、速やかに職員の派遣要請、斡旋要請を行います。

- a 派遣要請が必要な職員の職種、人数等の把握をします。
- b 道（危機対策局）と連絡調整を行い、職員の派遣を要請します。
- c 指定（地方）行政機関、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、道を経由して行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。
- d 必要な場合速やかに道に職員派遣の斡旋を求めます。

(ウ) 職員の安全管理

町は、引き続き避難住民の誘導等に従事する職員の安全確保に配慮します。

イ 被災者の搜索、救出

警察は、武力攻撃が発生したときは、消防・関係機関・団体と連絡調整の上、直ちに情報を収集し、被災者の搜索、救出を行うこととされています。

町は、警察、消防に対し第一報、被災情報などを速やかに提供するとともに、町内における活動について必要な連絡調整、支援を行います。この際、消防団は、消防局の指揮により被災者の搜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

町は、避難段階において死者が発生したときは、避難を優先しつつ、道と連携し避難地域外への遺体の搬送に努めます。

(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難マニュアル「避難準備段階の計画」の「3 活動要領」の「(8)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「ア武力攻撃災害の予防、対処準備」に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに避難マニュアル「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「エ武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

a 避難中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに「第5編緊急対処事態への対処」に準じて緊急通報を発令します。

b 避難中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに「第3編第7章」の「第2 応急措置等」の「1 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア ライフライン等の確保

町は、避難の間において、上下水道を確保し、水質検査などを実施する、とともに、町内の電気、ガス、通信等のライフラインについて、道、ライフライン事業者等と連絡調整を行い可能な限り確保を図ります。

この際、住民の避難に必要なライフラインを最優先で確保します。

イ 防犯等

(ア) 警報、避難の指示等により住民の間に不安感、緊張感が高まることが予想されることから、町はパトロールの強化等、警戒を強化します。

(イ) 警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化地域に伴う窃盗事案等の発生、集合施設あるいは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化等による警戒措置を行うこととされています。

町は、的確かつ迅速に警察へ情報を提供し、必要に応じ要請等を行います。

ウ 住民への周知

町は、道等と連携して各機関が実施する国民生活安定措置について、住民に対し広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報の強化

(ア) 町広報の実施

住民の安全かつ円滑な避難のため、町は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

区分	内 容
広報 項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃（予測）事態の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測 (2) 国、道、町などの対応状況 2 注意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 冷静な避難の呼びかけ (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること (3) 要請されたときの必要な協力やボランティア活動等についての啓発 (4) 住民からの有事に係る重要な情報について、村に連絡するよう求める 3 集合施設への集合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域ごとの集合場所・集合時間 (2) 集合施設までの経路・手段等 (3) 貴重品など持ち出し品に係る手荷物の制限 (4) 避難に備えて、家族で連絡先、連絡方法などを決めておくこと 4 避難、救援の概要 <p>住民が安心して避難できるよう、以下の項目について適時適切に広報します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは町、道などで用意すること (2) 避難の計画（避難先地域、避難手段・経路など） (3) 救援の計画（避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質など） 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通の規制 (2) 犯罪の予防 (3) 児童の避難 (4) 交通機関の運行状況の把握 (5) 火元・危険物の管理や他の安全対策等
広報 手段	消防団、町内会、防災行政無線、広報車、インターネット、臨時町報、回覧など
注意	1 広報項目については、道対策本部などと十分連絡調整を行います。

事項	<p>2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安を招くことがないように、十分に注意します。</p> <p>3 混乱の発生・拡大を防止するため、道及び町は、随時、必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとしします。</p>
----	--

(イ) 関係機関への要請

町は、避難住民の誘導に当たり広報が必要な項目について、以下のとおり関係機関に対し広報に対する協力を要請します。

依頼先	依頼内容	広報内容
道	<p>道広報と合わせた広報及び広報への協力要請</p> <p>1 道広報による住民への広報</p> <p>2 指定地方行政機関、放送業者、運送業者、その他の指定（地方）公共機関等への広報協力要請</p>	<p>1 警報、避難の指示の概要</p> <p>2 防災行政無線等に注意すること</p> <p>3 集合施設に集合すること</p> <p>4 携行品は最小限とすること</p> <p>5 戸締まり、火の元などに注意すること</p> <p>6 武力攻撃災害の兆候等を見つけた際は直ちに通報すること</p>
公共機関	<p>車内放送、構内放送等による利用者等に対する広報</p>	
集客・宿泊施設	<p>場内放送等による客に対する広報</p>	

(ウ) 障害者、外国人等への広報

町は、障害者、外国人その他広報に配慮が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施します。

a 障害者

町は、視覚、聴覚などに障害を有する者への広報について、道（保健福祉部）、障害者団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、消防団、町内会などの協力を得て実施します。

b 外国人

町は、外国人への広報について、道（総務部）、国際交流団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、町内会、教員などの協力を得て実施します。

イ 報道機関への情報提供

町は、資料提供等により正確かつ迅速に報道機関へ情報を提供するとともに、必要に応じて広報への協力を要請します。

ウ 広聴

町は、相談窓口で情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じ関係機関・団体に必要な協力を要請します。

特に、避難・救援に関する相談及び安否・被災情報を重視します。

4 その他

(1) 応急教育

ア 教育施設の避難

(ア) 教育委員会

教育委員会は小学校に対し、警報、避難の指示等を伝達します。この際、道教育委員会は、町の教育委員会を支援することとされています。

(イ) 学校長

学校長は、避難の指示を受けたとき、また、必要と認めるときは教育委員会と協議し、児童生徒の下校又は避難を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

(ア) 小学校長は、被災の有無や規模、児童・生徒・職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に連絡します。

(イ) 武力攻撃災害が発生した場合は、児童・生徒・教職員の安全を最優先とし、直ちに関係機関・団体へ連絡するとともに、避難（屋内退避を含む。）、初期消火、救出救助、下校等を実施します。

ウ 児童の保護

教育委員会は、児童の安全と避難を保障し、児童の教育を最大限可能な限り継続します。

(2) 応急保育

町は、「(1)応急教育」に準じて保育所の避難等を実施します。

(3) 文化財の保護

教育委員会は、町指定文化財について可能であれば避難先地域への所在場所の変更を実施することとし、所有者等を支援します。

(4) ボランティア等の流入防止

町は、武力攻撃災害などの危険が生ずる可能性があることを広報し、ボランティア等の流入を防止します。